

## 鳥取県立倉吉未来中心管理規則

(センターの施設の利用の申込み)

第4条 センターの施設を利用しようとする者は、次の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の方法の欄に定める方法により、同表の受付期間の欄に定める受付期間内に知事に申し込まなければならない。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、受付期間以外の期間においても申し込むことができる。

区分		方法	受付期間
1 ミーティング室	専用利用	別記様式による申込書の提出	利用しようとする日(当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日。以下「利用日」という。)の6月前から当日まで
	一般利用	口頭による申込み	利用日の6月前から当日まで
2 1以外の施設		口頭による申込み	利用日の6月前から前日まで

(平17規則114・一部改正)